



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 8月30日火曜日 第1689号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則..... 853

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定..... 853
- 指定居宅介護支援事業者の指定..... 854
- 指定介護老人福祉施設の指定..... 854
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 854
- 指定居宅サービス事業の廃止..... 854
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更..... 855
- 指定居宅介護支援事業の廃止..... 855
- 海岸保全区域の指定の一部改正..... 855
- 愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止..... 857
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）..... 859
- 道路の区域変更（県道六軒家石手線）..... 860
- 道路の供用開始（"）..... 860
- 道路の供用開始（一般国道440号）..... 860
- 道路の区域変更（県道瀬田八多喜停車場線）..... 860
- 道路の供用開始（"）..... 861
- 道路の区域変更（県道内子河辺野村線）..... 861

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 861

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 861
- 技能検定の合格者..... 862

土地の売払い..... 863

人事委員会規則

教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則及び職員
の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部を改正す
る規則..... 863

任 免 辞 令

労働委員会任免辞令..... 864

規 則

○愛媛県規則第63号

愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則を次の
ように定める。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則

愛媛県県民文化会館使用規則（昭和60年愛媛県規則第56号
）の一部を次のように改正する。

別表第2 映写設備の部90の項を次のように改める。

| | | | | |
|----|-----------------|---|----|-------|
| 90 | パソコン対応液晶プロジェクター | 大 | 1台 | 2,150 |
| | | 小 | 1台 | 850 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1594号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護保険 事業者番号 | 指定居宅サービ ス事業者の開 設者の名称 又は氏名 | 開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所 | サービスの種類 | 指定居宅サービ ス事業所 | | 指定年月日 |
|---------------|------------------------------------|----------------------------|------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|------------|
| | | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3870105057 | 有限会社悠楽里 | 愛媛県松山市畑寺町78 9番地4 | 訪問介護 | 訪問介護ゆらり | 愛媛県松山市畑寺四丁 目7番32号 | 平成17年7月1日 |
| 3870105065 | 有限会社悠楽里 | 愛媛県松山市畑寺町78 9番地4 | 通所介護 | デイサービス悠楽里 | 愛媛県松山市畑寺四丁 目7番32号 | 平成17年7月1日 |
| 3870105073 | 株式会社ケアジャパン | 愛媛県松山市中央一丁 目1020番地1 | 通所介護 | デイサービスセンター ハッピー余戸 | 愛媛県松山市余戸東2 - 7 - 13 | 平成17年7月7日 |
| 3870201195 | 社会福祉法人今治市社 会福祉協議会 | 愛媛県今治市南宝来町 一丁目9番地8 | 認知症対応型共 同生活介護 | 今治市社協グループホ ームゆいの里 | 愛媛県今治市大三島町 野々江2435番地14 | 平成17年7月11日 |
| 3871300251 | フランスベッドメディ カルサービス株式会社 | 東京都新宿区百人町一 丁目25番1号 | 福祉用具貸与 | フランスベッドメディ カルサービス株式会社 四国中央営業所 | 愛媛県四国中央市妻鳥 町980-1 森商第二ビル 1階 | 平成17年7月11日 |
| 3870201187 | 有限会社ケアセンター 今治 | 愛媛県今治市北日吉町 二丁目5番7号 | 訪問介護 | 有限会社ケアセンター 今治 | 愛媛県今治市北日吉町 二丁目5番7号 | 平成17年7月15日 |
| 3873900744 | 有限会社ケアヴィレッ ジ | 愛媛県北宇和郡鬼北町 大字東仲1015番地 | 通所介護 | デイホームよしふじ | 愛媛県北宇和郡鬼北町 大字東仲1015番地 | 平成17年7月20日 |

| | | | | | | |
|------------|-------------|-------------------|----------|-------------------------|----------------------------|------------|
| 3870105099 | アースサポート株式会社 | 東京都渋谷区本町一丁目8番7号 | 訪問介護 | アースサポート株式会社松山在宅サービスセンター | 愛媛県松山市味酒町三丁目4番1号アメニティー味酒1階 | 平成17年7月21日 |
| 3870105099 | アースサポート株式会社 | 東京都渋谷区本町一丁目8番7号 | 訪問入浴介護 | アースサポート株式会社松山在宅サービスセンター | 愛媛県松山市味酒町三丁目4番1号アメニティー味酒1階 | 平成17年7月21日 |
| 3870600826 | 社会福祉法人丹原福祉会 | 愛媛県西条市丹原町今井457番地1 | 短期入所生活介護 | 短期入所生活介護事業所ル・ソレイユ | 愛媛県西条市丹原町今井457番地1 | 平成17年7月22日 |
| 3870600842 | 社会福祉法人丹原福祉会 | 愛媛県西条市丹原町今井457番地1 | 訪問介護 | ヘルパーステーションル・ソレイユ | 愛媛県西条市丹原町今井457番地1 | 平成17年7月22日 |
| 3870600859 | 社会福祉法人丹原福祉会 | 愛媛県西条市丹原町今井457番地1 | 通所介護 | デイサービスセンタール・ソレイユ | 愛媛県西条市丹原町今井457番地1 | 平成17年7月22日 |

○愛媛県告示第1595号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。
平成17年8月30日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 指定居宅介護支援事業所 | | 指定年月日 |
|------------|--------------------|-------------------|---------|-----------------|-------------------|------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | |
| 3870105081 | 医療法人順風会 | 愛媛県松山市天山二丁目3番30号 | 居宅介護支援 | 居宅介護支援センター星岡 | 愛媛県松山市星岡町47番地 | 平成17年7月21日 |
| 3870600834 | 社会福祉法人丹原福祉会 | 愛媛県西条市丹原町今井457番地1 | 居宅介護支援 | 居宅介護支援事業所ル・ソレイユ | 愛媛県西条市丹原町今井457番地1 | 平成17年7月22日 |

○愛媛県告示第1596号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。
平成17年8月30日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定介護老人福祉施設の開設者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 指定介護老人福祉施設 | | 指定年月日 |
|------------|-----------------------|-------------------|----------|-----------------|-------------------|------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | |
| 3870600818 | 社会福祉法人丹原福祉会 | 愛媛県西条市丹原町今井457番地1 | 介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホームル・ソレイユ | 愛媛県西条市丹原町今井457番地1 | 平成17年7月22日 |

○愛媛県告示第1597号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成17年8月30日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 指定居宅サービス事業所 | | | 届出年月日 |
|------------|------------------------|------------------|---------|-----------------------|------------------|------------------|------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | | |
| | | | | | 変更前 | 変更後 | |
| 3870700444 | 社会福祉法人大洲市社会福祉協議会 | 愛媛県大洲市東大洲270番地1 | 訪問入浴介護 | 大洲市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所長浜 | 愛媛県大洲市長浜甲480番地の3 | 愛媛県大洲市柴甲1402番地3 | 平成17年4月1日 |
| 3870101437 | 西日本商事株式会社 | 愛媛県松山市久万ノ台1195番地 | 福祉用具貸与 | 西日本商事株式会社 | 愛媛県松山市一番町1-13-5 | 愛媛県松山市久万ノ台1195番地 | 平成17年6月20日 |

○愛媛県告示第1598号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。
平成17年8月30日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 廃止に係る指定居宅サービス事業所 | | 届出年月日 |
|------------|---------------------|----------------------------|---------|------------------|----------------------------|-------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | |
| 3870104621 | 有限会社ホームケア | 愛媛県松山市越智町73番地14 | 訪問介護 | 訪問介護ひまわり | 愛媛県松山市越智町73番地4 | 平成17年 6月30日 |
| 3870200817 | 愛警サービス株式会社 | 愛媛県今治市北宝来町一丁目2番20愛媛県警備ビル4階 | 訪問介護 | 愛警サービス株式会社 | 愛媛県今治市北宝来町一丁目2番20愛媛県警備ビル4階 | 平成17年 7月 6日 |
| 3870200817 | 愛警サービス株式会社 | 愛媛県今治市北宝来町一丁目2番20愛媛県警備ビル4階 | 福祉用具貸与 | 愛警サービス株式会社 | 愛媛県今治市北宝来町一丁目2番20愛媛県警備ビル4階 | 平成17年 7月 6日 |
| 3873500528 | 松山建機株式会社 | 愛媛県伊予郡松前町西古泉282番地2 | 訪問介護 | 訪問介護事業所ふるさと | 愛媛県伊予郡松前町西古泉282番地2 | 平成17年 7月15日 |

○愛媛県告示第1599号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 指定居宅介護支援事業所 | | | 届出年月日 |
|------------|--------------------|--------------------|---------|-------------|-------------------|--------------------|------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | | |
| | | | | | 変更前 | 変更後 | |
| 3870300740 | 有限会社ひばり | 愛媛県宇和島市明倫町五丁目6番17号 | 居宅介護支援 | ケアサービスひばり | 愛媛県宇和島市佐伯町二丁目3番4号 | 愛媛県宇和島市明倫町五丁目6番17号 | 平成17年 7月7日 |

○愛媛県告示第1600号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護保険事業者番号 | 指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名 | 開設者の主たる事務所又は住所 | サービスの種類 | 廃止に係る指定居宅介護支援事業所 | | 届出年月日 |
|------------|--------------------|--------------------|---------|------------------|--------------------|-------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | |
| 3873500551 | 松山建機株式会社 | 愛媛県伊予郡松前町西古泉282番地2 | 居宅介護支援 | 居宅介護支援事業所ふるさと | 愛媛県伊予郡松前町西古泉282番地2 | 平成17年 7月15日 |

○愛媛県告示第1601号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第276号）の一部を次のように改正する。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加戸守行

表171の部を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|---------------|-----|------|----------|--|--|
| 17 | 豊後水道東沿岸柏崎漁港海岸 | 愛南町 | 愛南町長 | 2001メートル | <p>基点1から基点30までを順次結んだ線並びに基点30、補助点30、補助点28、補助点27、補助点26、補助点24、補助点23、補助点22、補助点19、補助点18、補助点14、補助点13、補助点12、補助点10、補助点7、補助点5、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点1は、南宇和郡愛南町柏崎271番2南西角の標柱</p> <p>基点2は、基点1から259度00分23メートルの地点</p> | <p>基点3は、基点2から342度00分48メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から350度00分100メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から15度00分120メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から350度00分45メートルの地点</p> <p>基点7は、基点6から340度00分57メートルの地点</p> <p>基点8は、基点7から0度00分55メートルの地点</p> <p>基点9は、基点8から18度00分35メートルの地点</p> <p>基点10は、基点9から25度00分30メートルの地点</p> <p>基点11は、基点10から17度00分105メートルの地点</p> <p>基点12は、基点11から39度30分149メートルの地点</p> <p>基点13は、基点12から61度30分90メートルの地点</p> <p>基点14は、基点13から57度00分130メートルの地点</p> <p>基点15は、基点14から63度30分260メートルの地点</p> <p>基点16は、基点15から103度00分65メートルの地点</p> |
|----|---------------|-----|------|----------|--|--|

基点17は、基点16から 157 度
00分29メートルの地点
基点18は、基点17から 245 度
00分 157 メートルの地点
基点19は、基点18から 153 度
00分 122 メートルの地点
基点20は、基点19から68度00
分 147 メートルの地点
基点21は、基点20から 159 度
00分42メートルの地点
基点22は、基点21から 242 度
00分 135 メートルの地点
基点23は、基点22から 156 度
00分36メートルの地点
基点24は、基点23から51度00
分47メートルの地点
基点25は、基点24から56度00
分46メートルの地点
基点26は、基点25から 167 度
00分 110 メートルの地点
基点27は、基点26から 234 度
00分 163 メートルの地点
基点28は、基点27から 195 度
30分 115 メートルの地点
基点29は、基点28から 155 度
00分59メートルの地点
基点30は、基点29から 185 度
00分80メートルの地点
補助点30は、基点30から 245
度30分45メートルの地点
補助点28は、基点28から 263
度00分42メートルの地点
補助点27は、基点27から 293
度00分41メートルの地点
補助点26は、基点26から 275
度00分53メートルの地点
補助点24は、基点24から 176
度00分49メートルの地点
補助点23は、基点23から 209
度00分56メートルの地点
補助点22は、基点22から 277
度00分52メートルの地点
補助点19は、基点19から 215
度00分56メートルの地点
補助点18は、基点18から 280
度00分61メートルの地点
補助点14は、基点14から 120
度00分68メートルの地点
補助点13は、基点13から 131
度00分61メートルの地点
補助点12は、基点12から 167
度00分78メートルの地点
補助点10は、基点10から83度
00分65メートルの地点
補助点 7 は、基点 7 から 100
度00分57メートルの地点
補助点 5 は、基点 5 から62度
00分55メートルの地点
補助点 1 は、基点 1 から83度
00分25メートルの地点

基点 1 は、南宇和郡愛南町岩
水11番 1 地先（北側）の標柱
基点 2 は、基点 1 から 196 度
00分 8 メートルの地点
基点 3 は、基点 2 から 278 度
00分 130 メートルの地点
基点 4 は、基点 3 から 256 度
00分 167 メートルの地点
基点 5 は、基点 4 から 173 度
00分 112 メートルの地点
基点 6 は、基点 5 から 250 度
00分81メートルの地点
基点 7 は、基点 6 から 215 度
00分50メートルの地点
基点 8 は、基点 7 から 105 度
00分88メートルの地点
基点 9 は、基点 8 から 152 度
00分45メートルの地点
基点10は、基点 9 から 215 度
00分42メートルの地点
基点11は、基点10から 248 度
00分77メートルの地点
基点12は、基点11から 256 度
00分 100 メートルの地点
基点13は、基点12から 203 度
00分 119 メートルの地点
基点14は、基点13から 247 度
00分98メートルの地点
基点15は、基点14から 275 度
00分 135 メートルの地点
基点16は、基点15から 300 度
00分 104 メートルの地点
基点17は、基点16から 321 度
00分73メートルの地点
基点18は、基点17から 194 度
00分75メートルの地点
基点19は、基点18から 160 度
00分42メートルの地点
基点20は、基点19から 199 度
00分65メートルの地点
基点21は、基点20から 232 度
00分 131 メートルの地点
基点22は、基点21から 287 度
00分 105 メートルの地点
補助点22は、基点22から 9 度
00分80メートルの地点
補助点20は、基点20から 282
度00分87メートルの地点
補助点19は、基点19から 288
度00分39メートルの地点
補助点18は、基点18から 317
度00分49メートルの地点
補助点17は、基点17から 349
度00分70メートルの地点
補助点15は、基点15から 356
度00分55メートルの地点
補助点13は、基点13から 330
度00分51メートルの地点
補助点12は、基点12から 324
度00分47メートルの地点
補助点10は、基点10から 303
度00分45メートルの地点
補助点 8 は、基点 8 から 241
度00分40メートルの地点
補助点 7 は、基点 7 から 274
度00分 188 メートルの地点
補助点 6 は、基点 6 から 311
度00分165メートルの地点
補助点 3 は、基点 3 から44度
00分29メートルの地点
補助点 1 は、基点 1 から 6 度
00分12メートルの地点
基点 1 から基点 5 までを順次
結んだ線並びに基点 5、補助点
5、補助点 3、補助点 1 及び基

表 182 の部豊後水道東沿岸深浦漁港海岸岩水地区海岸の項
を次のように改める。

| | | | | |
|------------|-----|----------|-----------------------------|---|
| 岩水地 区海岸 | 愛南町 | 愛南町 長 | (2 268 メー トル) | 基点 1 から基点22までを順次 結んだ線並びに基点22、補助点 22、補助点20、補助点19、補助 点18、補助点17、補助点15、補 助点13、補助点12、補助点10、 補助点 8、補助点 7、補助点 6 、補助点 3、補助点 1 及び基点 1 を順次結んだ線により囲まれ た区域 基点及び補助点の表示（角度 の表示は、真北） |
|------------|-----|----------|-----------------------------|---|

点1を順次結んだ線により囲まれた区域
 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）
 基点1は、南宇和郡愛南町柿ノ浦153番と156番の境界標柱
 基点2は、基点1から144度00分95メートルの地点
 基点3は、基点2から178度00分114メートルの地点
 基点4は、基点3から160度00分43メートルの地点
 基点5は、基点4から242度30分105メートルの地点
 補助点5は、基点5から337度00分40メートルの地点
 補助点3は、基点3から278度00分25メートルの地点
 補助点1は、基点1から206度00分25メートルの地点

○愛媛県告示第1602号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 河 川 名 | 区 域 |
|-----------|---|
| 支流 梶原川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内341番2地先から同町大字河内1番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内340番2地先から同町大字湊浦638番5地先まで |
| 支流 梶原川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内182番地先から同町大字河内88番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内311番地先から同町大字湊浦588番1地先まで |
| 支流 梶原川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内183番地先から同町大字河内182番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内311番地先から同町大字河内311番地先まで |
| 支流 登尾川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内1034番地先から同町大字河内749番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内644番地先から同町大字河内40番地先まで |
| 支流 登尾川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内648番地先から同町大字河内741番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内650番地先から同町大字河内742番地先まで |
| 支流 藤川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内831番地先から同町大字河内1447番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内829番地先から同町大字河内817番1地先まで |
| 派流 三浪川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内1221番地先から同町大字河内1094番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内1220番地先から同町大字河内1046番地先まで |
| 支流 三浪川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内1188番地先から同町大字河内1183番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内1185番地先から同町大字河内1184番地先まで |
| 支流 荒川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内2053番地先から同町大字河内2001番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内2050番地先から同町大字河内2002番2地先まで |

| | |
|-------------|---|
| 派流 芝ノ元川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内1739番地先から同町大字河内1893番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内1743番地先から同町大字河内1897番地先まで |
| 支流 三浪川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内1393番地先から同町大字河内1367番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内1394番地先から同町大字河内1366番1地先まで |
| 支流 出ヶ谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内2118番地先から同町大字湊浦664番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内2133番地先から同町大字湊浦663番4地先まで |
| 小支流 出ヶ谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内2107番1地先から同町大字河内2039番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内2053番地先から同町大字河内2008番地先まで |
| 派流 奥ノ川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字湊浦873番4地先から同町大字湊浦861番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字湊浦848番1地先から同町大字湊浦844番5地先まで |
| 支流 大川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字湊浦765番地先から同町大字湊浦803番2地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字湊浦764番地先から同町大字湊浦715番2地先まで |
| 支流 カニタ川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字湊浦213番2地先から同町大字湊浦320番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字湊浦198番地先から同町大字湊浦320番1地先まで |
| 支流 横田川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字湊浦353番1地先から同町大字湊浦416番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字湊浦328番地先から同町大字湊浦820番1地先まで |
| 支流 モサキ川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字小中浦甲333番1地先から同町大字小中浦甲263番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字小中浦甲334番地先から同町大字小中浦甲271番1地先まで |
| 幹流 前ノ川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字湊浦1459番1地先から同町大字湊浦1998番4地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字湊浦936番3地先から同町大字湊浦1993番2地先まで |
| 支流 前ノ川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字小中浦甲393番1地先から同町大字湊浦894番3地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字小中浦甲393番2地先から同町大字湊浦894番1地先まで |
| 幹流 宮谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字湊浦1713番2地先から同町大字湊浦1989番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字湊浦1561番1地先から同町大字湊浦1004番4地先まで |
| 支流 宮谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字湊浦1556番4地先から同町大字湊浦1389番2地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字湊浦1553番1地先から同町大字湊浦1393番地先まで |
| 幹流 寺川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字湊浦1856番1地先から同町大字小中浦甲3番3地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字湊浦1765番3地先から同町大字湊浦1113番3地先まで |
| 支流 寺川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字湊浦1901番3地先から同町大字湊浦1904番2地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字湊浦1861番1地先から同町大字湊浦1862番2地先まで |
| 幹流 谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字小中浦甲341番地先から同町大字小中浦甲156番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字小中浦甲334番地先から同町大字小中浦甲97番1地先まで |
| 幹流 東川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中浦甲272番2地先から同町大字中浦甲1427番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中浦甲276番5地先から同町大字中浦甲233番1地先まで |

| | | | |
|-------------|--|-----------|---|
| 支流 西川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中浦甲1063番地先から同町大字中浦 394 番 3 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中浦甲1064番地先から同町大字中浦甲 390 番地先まで | 支流 産神川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 628 番 1 地先から同町大字中之浜 504 番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 632 番地先から同町大字中之浜 505 番 2 地先まで |
| 幹流 鯛之浦川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字伊方越2433番 2 地先から同町大字伊方越2234番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字伊方越2612番 2 地先から同町大字伊方越2233番 1 地先まで | 幹流 浦中川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 796 番地先から同町大字中之浜 337 番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 701 番 1 地先から同町大字中之浜 336 番地先まで |
| 支流 鯛之浦川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字伊方越2551番地先から同町大字伊方越2254番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字伊方越2549番 1 地先から同町大字伊方越2252番 1 地先まで | 支流 浦中川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 510 番 1 地先から同町大字中之浜 494 番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 507 番 2 地先から同町大字中之浜 496 番 2 地先まで |
| 幹流 水落川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1778番 1 地先から同町大字伊方越1738番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1781番 2 地先から同町大字伊方越1786番地先まで | 支流 浦中川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 550 番地先から同町大字中之浜 444 番 1 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 547 番 1 地先から同町大字中之浜 447 番地先まで |
| 支流 宮谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1799番 3 地先から同町大字伊方越1457番 1 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1933番 2 地先から同町大字伊方越1862番地先まで | 支流 浦中川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 640 番地先から同町大字中之浜 594 番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 638 番 1 地先から同町大字中之浜 639 番地先まで |
| 幹流 谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1657番 1 地先から同町大字伊方越2189番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1651番 1 地先から同町大字伊方越1625番地先まで | 支流 浦中川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 592 番 1 地先から同町大字中之浜 582 番 5 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 640 番地先から同町大字中之浜 582 番 1 地先まで |
| 幹流 西ヶ谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1699番 1 地先から同町大字伊方越1619番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1696番 1 地先から同町大字伊方越1587番地先まで | 幹流 下平川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 668 番地先から同町大字仁田之浜1210番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 669 番 1 地先から同町大字仁田之浜1362番 2 地先まで |
| 支流 西ヶ谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1728番 1 地先から同町大字伊方越1617番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1729番 2 地先から同町大字伊方越1615番 3 地先まで | 支流 下平川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜1334番地先から同町大字仁田之浜1328番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜1335番地先から同町大字仁田之浜1337番地先まで |
| 幹流 下川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字大浜 803 番 1 地先から同町大字大浜 407 番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字大浜 751 番地先から同町大字大浜 283 番地先まで | 支流 下平川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 828 番 1 地先から同町大字仁田之浜1350番 1 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 828 番 2 地先から同町大字仁田之浜1349番地先まで |
| 幹流 水ヶ浦下川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 899 番地先から同町大字中之浜90番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 904 番地先から同町大字中之浜 4 番 1 地先まで | 幹流 寺谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 369 番地先から同町大字仁田之浜 988 番 4 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 368 番 1 地先から同町大字仁田之浜 988 番 5 地先まで |
| 幹流 大清水川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜1011番地先から同町大字中之浜 187 番 2 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜1013番 1 地先から同町大字中之浜92番地先まで | 支流 寺谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 840 番地先から同町大字仁田之浜 921 番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜1331番 2 地先から同町大字仁田之浜1150番地先まで |
| 支流 大清水川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 121 番地先から同町大字中之浜 181 番 3 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 119 番地先から同町大字中之浜97番 7 地先まで | 支流 寺谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 421 番地先から同町大字仁田之浜 364 番 1 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 423 番 2 地先から同町大字仁田之浜 365 番地先まで |
| 幹流 産神川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 767 番地先から同町大字中之浜 393 番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜1195番 2 地先から同町大字中之浜 322 番地先まで | 支流 寺谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 857 番地先から同町大字仁田之浜 897 番 2 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 851 番 1 地先から同町大字仁田之浜 914 番地先まで |
| 支流 産神川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 809 番地先から同町大字中之浜 310 番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 808 番地先から同町大字中之浜 311 番 1 地先まで | 支流 寺谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 409 番 1 地先から同町大字仁田之浜1129番 1 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 414 番地先から同町大字仁田之浜1132番 2 地先まで |
| 支流 産神川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 780 番地先から同町大字中之浜 724 番 2 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 781 番地先から同町大字中之浜 726 番 4 地先まで | 幹流 仁田川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 114 番地先から同町大字仁田之浜71番 7 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 110 番地先から同町大字仁田之浜 976 番 1 地先まで |
| 支流 産神川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 758 番 1 地先から同町大字中之浜 748 番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 752 番地先から同町大字中之浜 771 番 1 地先まで | 支流 上川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字大浜 812 番地先から同町大字大浜 614 番 2 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字大浜 811 番 1 地先から同町大字大浜 636 番 1 地先まで |
| 支流 産神川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 644 番 7 地先から同町大字中之浜 644 番 3 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 644 番 6 地先から同町大字中之浜 645 番 1 地先まで | 支流 西川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 110 番地先から同町大字仁田之浜 109 番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字仁田之浜 956 番 3 地先から同町大字仁田之浜 957 番 2 地先まで |

| | |
|-------------|--|
| 支流 大清水川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 179 番 1 地先から同町大字中之浜 179 番 2 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜 107 番 1 地先から同町大字中之浜 105 番 2 地先まで |
| 幹流 ヨシガ浦川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字湊浦 125 番 1 地先から同町大字湊浦40番 1 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字湊浦 128 番地先から同町大字湊浦36番 1 地先まで |
| 幹流 谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字大浜 931 番地先から同町大字大浜 416 番 1 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字大浜 941 番地先から同町大字大浜 415 番地先まで |
| 幹流 大谷川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字川永田乙 819 番地先から同町大字川永田乙 862 番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字川永田乙 815 番地先から同町大字川永田乙 777 番 2 地先まで |
| 支流 藤堂川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字河内 964 番地先から同町大字河内 831 番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字河内 961 番地先から同町大字河内 829 番地先まで |
| 支流 水ヶ浦下川 | 右岸 西宇和郡伊方町大字中之浜63番地先から同町大字中之浜 7 番 2 地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中之浜63番地先から同町大字中之浜 6 番地先まで |

○愛媛県告示第1603号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市

宇和島市曙町 1 番地

代表者 宇和島市長 石橋 寛久

宇和島市栄町港 2 丁目 4 番14号

- 2 埋立区域

- (1) 位置

宇和島市遊子5299番地先から同5316番地先までの公有水面

- (2) 区域

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+2.25メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市遊子5299番地内に設置の標柱）は、北緯33度10分41秒、東経132度27分54秒の地点

1点は、基点から真北154度30分00秒0.50メートルの地点

2点は、1点から真北154度30分00秒46.50メートルの地点

3点は、2点から真北244度30分00秒1.00メートルの地点

4点は、3点から真北154度30分00秒3.80メートルの

地点

5点は、4点から真北64度30分00秒1.00メートルの地点

6点は、5点から真北154度30分00秒4.10メートルの地点

7点は、6点から真北150度30分00秒7.60メートルの地点

8点は、7点から真北240度30分00秒9.80メートルの地点

- (3) 面積

811.66平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和60年12月13日 愛媛県指令河第784号

- 4 しゅん功認可年月日

平成17年 8月30日

○愛媛県告示第1604号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市

宇和島市曙町 1 番地

代表者 宇和島市長 石橋 寛久

宇和島市栄町港 2 丁目 4 番14号

- 2 埋立区域

- (1) 位置

宇和島市三浦西2972番 1 地先から同新 2 番地先までの公有水面

- (2) 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線並びに7点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+2.25メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市三浦西新 2 番地内に設置された金属釘）は、北緯33度10分30秒、東経132度30分15秒の地点

1点は、基点から真北224度30分00秒8.00メートルの地点

2点は、1点から真北202度00分00秒42.90メートルの地点

3点は、2点から真北292度00分00秒1.00メートルの地点

4点は、3点から真北202度00分00秒2.50メートルの地点

5点は、4点から真北112度00分00秒1.00メートルの地点

6点は、5点から真北202度00分00秒14.60メートル

の地点

7 点は、6 点から真北 292 度00分00秒 21.47 メートル

の地点

(3) 面積

1,058.85平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成 7 年 8 月16日 愛媛県指令河第 496 号

4 しゅん功認可年月日

平成17年 8月30日

○愛媛県告示第1605号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|-----------------------------------|----------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 六軒家石手線 | 松山市道後鷺谷町414番12から 同町426番 2 地先まで | 旧 | メートル 5.4～8.2 | キロメートル 0.125 | |
| | | | 新 | 6.2～20.4 | 0.121 | |

○愛媛県告示第1606号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|-----------------------------------|-------------|
| 県 道 | 六軒家石手線 | 松山市道後鷺谷町414番12から 同町426番 2 地先まで | 平成17年 8月30日 |

○愛媛県告示第1607号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|---------|------|--|-------------|
| 一 般 国 道 | 440号 | 上浮穴郡久万高原町西谷字郷角13393番 2 から 同字13390番 1 地先まで | 平成17年 8月30日 |

○愛媛県告示第1608号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-----------|------------------------------------|----------|----------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 瀬田八多喜停車場線 | 大洲市上須戒甲10番 1 から 同市上須戒丙 1 番 3 まで | 旧 | メートル 5.0～20.0 | キロメートル 0.310 | |
| | | | 新 | 5.0～20.0 7.0～34.0 | 0.150 0.310 | |

○愛媛県告示第1609号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-----------|------------------------------------|-------------|
| 県道 | 瀬田八多喜停車場線 | 大洲市上須戒甲10番 1 から 同市上須戒丙 1 番 3 まで | 平成17年 8月30日 |

○愛媛県告示第1610号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 旧・新別 | 敷地の員 | 延長 | 備考 |
|-------|---------|---|------|------------------|-----------------|----|
| 県道 | 内子河辺野村線 | 喜多郡内子町重松甲1288番 1 地先から 同町重松乙501番 2 地先まで | 旧 | メートル 4.0~12.5 | キロメートル 0.149 | |
| | | | 新 | 7.0~12.8 | 0.149 | |

訓 令

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 農政課の表17の部 7 の項を削り、同部 8 の項事項の欄中「第15条の15、第15条の16」を「第15条の 2、第15条の 3」に改め、同項を同部 7 の項とし、同部 9 の項同欄中「

第15条の17」を「第15条の 4」に改め、同項を同部 8 の項とする。

別表第 2 農業経営課の表 1 の部中 5 の項を 7 の項とし、 4 の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 5 特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する調停案の作成及び受諾の勧告（第 27 条の 4 ） | | | | |
| 6 特定利用権の設定の裁定及び解除の承認（第 27 条の 5、第 27 条の 6 第 1 項、第 27 条の 7 第 1 項、第 4 項、第 27 条の 8 第 1 項、第 27 条の 10 ） | | | | |

附 則

この訓令は、平成17年 9月 1 日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|-------------|-----------------------|---------|-----------------|---|
| 平成17年 8月19日 | NPO法人 にいはま市民企画ノボック | 河 野 みどり | 愛媛県新居浜市船木4449番地 | この法人は、民間非営利活動に取り組んでいる団体及び個人に対して、その活動に関する情報収集及び提供、行政及び企業との協働の促進及び支援の活動等を行い、地域における民間非営利活動の活発化を図ることによって、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。 |

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成17年7月3日から平成17年8月6日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成17年8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

造園（造園工事作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A 甲 4 | A 甲 5 | A 甲 6 | A 甲 7 | A 甲 8 | A 甲 9 | A 甲 10 |

機械加工（普通旋盤作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A 甲 1 | A 甲 3 | A 甲 4 | A 甲 5 | A 甲 6 | A 甲 7 | A 甲 8 | A 甲 13 |
| A 甲 14 | A 甲 15 | A 甲 17 | A 甲 18 | A 甲 19 | A 甲 21 | A 甲 23 | A 甲 24 |
| A 甲 25 | A 甲 28 | A 甲 29 | A 甲 30 | B 1 | | | |

機械加工（マシニングセンタ作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|---------|
| A 甲 2 | A 甲 10 | A 甲 12 |

機械保全（機械系保全作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A 甲 1 | A 甲 2 | A 甲 3 | A 甲 4 | A 甲 5 | A 甲 7 | A 甲 8 | A 甲 9 |
| A 甲 10 | A 甲 11 | A 甲 12 | A 甲 13 | A 甲 14 | A 甲 15 | A 甲 16 | A 甲 17 |
| A 甲 18 | A 甲 19 | A 甲 22 | A 甲 23 | A 甲 24 | A 甲 25 | A 甲 26 | A 甲 27 |
| A 甲 28 | A 甲 29 | A 甲 30 | A 甲 31 | A 甲 32 | A 甲 33 | A 甲 35 | A 甲 36 |
| A 甲 37 | A 甲 38 | A 甲 39 | A 甲 40 | A 甲 41 | A 甲 43 | A 甲 44 | A 甲 45 |
| A 甲 46 | A 甲 47 | A 甲 48 | A 甲 51 | A 甲 52 | A 甲 53 | A 甲 54 | A 甲 55 |
| A 甲 56 | A 甲 57 | A 甲 58 | A 甲 60 | A 甲 61 | A 甲 62 | A 甲 65 | A 甲 66 |
| A 甲 67 | A 甲 68 | A 甲 71 | A 甲 72 | A 甲 73 | A 甲 74 | A 甲 75 | A 甲 76 |
| A 甲 77 | B 1 | B 2 | B 3 | C 1 | C 2 | C 3 | |

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

| 受 検 番 号 |
|---------|
| A 甲 2 |

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3級

| 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 | 受 検 番 号 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| A 甲 1 | A 甲 3 | A 甲 4 | A 甲 5 | A 甲 6 |

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

| 所在地 | 地目 | 地積 | 予定価格 |
|---------------|----|---------------------|------------|
| 松山市松末一丁目57番 8 | 宅地 | 97.34m ² | 9,500,000円 |

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課管財係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2
電話 (089)934 0110

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成17年 9月15日（木）午後 2 時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成17年10月 3 日（月）午後 2 時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県庁第二別館 5 階第 3 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から 5 年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則12 - 52

教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則及び職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 8月30日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則及び職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

第 1 条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 4）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

条例第 6 条第 1 項の 1 年は、9 月 1 日から翌年の 8 月 31 日まで（以下「休暇年度」という。）をいう。

第 3 条第 2 項中「年の」を「休暇年度の」に、「その年における年次休暇」を「その休暇年度における年次有給休暇（以下「年次休暇」という。）」に改め、同項の表採用された月の欄中「1 月」を「9 月」に、「2 月」を「10 月」に、「3 月」を「11 月」に、「4 月」を「12 月」に、「5 月」を「1 月」に、「6 月」を「2 月」に、「7 月」を「3 月」に、「8 月」を「4 月」に、「9 月」を「5 月」に、「10 月」を「6 月」に、「11 月」を「7 月」に、「12 月」を「8 月」に改め、同条第 3 項中「年の」を「休暇年度の」に、「その年」を「その休暇年度」に改め、同条第 4 項中「年の」を「休暇年度の」に、「その年」を「その休暇年度」に改め、同条第 5 項中「年に」を「休暇年度に」に改める。

第 4 条の 2 中「年の」を「年（暦年をいう。第 6 条第 3 項において同じ。）の」に、「、同条第 2 項」を「並びに

同条第2項」に改め、「並びに年次休暇の日数」を削り、同条に次の1項を加える。

2 休暇年度中途において1週間当たりの勤務日又は勤務時間の変更があつた場合における再任用職員及び任期付職員法第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された職員の年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

第4条の3第2項中「与えられた」の下に「条例第9条の2に規定する」を、「休暇」の下に「(以下「子の看護休暇」という。)」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 条例第9条の2の1年は、暦年をいう。

第9条第1項中「12月」を「8月」に、「その年」を「その休暇年度」に、「次の年」を「次の休暇年度」に改め、同条第2項中「前年」を「前休暇年度」に、「その年」を「その休暇年度」に改める。

第10条の見出しを「(新たに条例の適用を受ける職員の年次休暇の付与)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第10条の2 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第1条に規定する職員であつた者が職員となつた場合の当該職員の年次休暇の日数の取扱いについては、職員との権衡を考慮して別に定める。

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-1)の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(新たに条例の適用を受ける職員の年次休暇の付与)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第10条の2 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第2条に規定する教育職員であつた者が職員となつた場合の当該職員の年次休暇の日数の取扱いについては、職員との権衡を考慮して別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在職する職員(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「条例」という。)第6条第1項に規定する短時間勤務教育職員を除く。)については、第1条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第9条第1項の規定にかかわらず、条例第6条第1項の規定により平成17年に与えられるものとされた年次有給休暇の日数のうち同日までに請求しなかつた日数があるときは、その日数のうち20日を限度として、施行日から翌年の8月31日まで

に限り繰り越して請求することができる。

3 施行日の前日に在職する条例第6条第1項に規定する短時間勤務教育職員に係る年次有給休暇の日数の取扱いについては、なお従前の例による。

任 免 辞 令

〇労働委員会任免辞令

8月26日

青 山 保 子
宇都宮 純 一
桐 木 陽 子
白 石 喜 徳
山 下 泰 史

(以上公益委員)

安 藤 伸 子
内 堀 良 雄
木 原 忠 幸
黒 田 米 市
松 本 修 次

(以上労働者委員)

仙 波 誉 子
奈 須 孝 行
西 村 洋
廣 瀬 了
渡 邊 一 志

(以上使用者委員)

愛媛県労働委員会委員に任ずる(各通)